

# 序 章 アイヌモシリから考える平和

—「人間の静かな大地」という平和

越田 清和

## 1 はじめに

この本では、二つの大きなテーマが重なって論じられている。「アイヌモシリ」とは何かという問題、そして地域という視点から考える平和とは何かという問題である。

どちらも大きなテーマなので、本来ならば、別々に論じられるべきテーマかもしれない。にもかかわらず、なぜそれを重ねて考えようとしたのか。それは、平和について自分の住む地域（いま「北海道」と呼ばれている島）をベースに考え、行動することが大事だと感じていたからである。この感覺は、なんの疑いもなく自分の住む地を「北海道」と呼んできた自分への反省と結びついている。

別の言い方をすれば、「植民地支配という認識」ということになるかもしない。この認識こそが、「アイヌモシリ」と「平和」をつなぐ鍵ではないか。その鍵をできるだけ広い視点からわかりやすく若い世代に提示することが必要ではないか、と考えて、この本を準備することにした。

## 2 植民地支配という認識

「植民地支配」という認識について、もう少し述べてみる。

私（たち）がいま住んでいる島を「北海道」ではなく「アイヌモシリ（人間の住む大地）」と呼ぶことは、たんに呼び方を変えたというにとどまらない意味をもつ。「アイヌモシリ」と呼ぶことは、アイヌ語にふれ・アイヌ民族とこの島の歴史を考えることにつながり、アイヌ民族の視点から歴史と現在を考えるために第一歩になつていくかもしないことだ、と私は考えている。歴史を見る視点を変え、「日本」という国家がアイヌ民族に対してしてきたことを知り・考えることが「植民地支配」という認識」をもつことにつながっていく。

アイヌ民族の代表的な組織である北海道ウタリ協会（現在は北海道アイヌ協会）が一九八四年五月に総会で決めた「アイヌ民族に関する法律（案）」前文では、アイヌ民族の歴史についてこう述べる。

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いてきた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を堅持してきた。  
明治維新によつて近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持ち主なき土地として一方的に組み入れ、また帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。<sup>\*</sup>

この本がめざすのは、多くの人たち、とりわけ若い世代に、このような歴史認識をもつてもらいたい。そのうえで、自分の住む地域をベースにして、同時に地球を視野に入れながら、自分たちの未来を考えてほしいということである。

## 3 脱植民地化を進める

もう一つ考えたいのは、日本社会がこれから向かおうとする方向を考えるときに、脱植民地化というプロセスを避けて通ることはできないという点だ。

二〇〇七年九月一三日に国連総会は「先住民族の権利に関する国連宣言」を採択した。日本政府も採択に賛成した。それから一年も経たない二〇〇八年六月六日、衆参両院は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を満場一致で採択した。

国会決議では、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、そして国連宣言における関連条項を参照して「これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を政府に求めた。日本政府も同じく六月六日、この決議を受け入れ、「我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が大多数に上つたという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止め」という町村内閣官房長官（当時）の談話を発表した。

この動きは、制度的な脱植民地化プロセスの始まりであり、日本社会が先住民族の権利と脱植民地化について自覚的に考えるためのスタートラインにいたことの証しではないだろうか。もちろん

\* 1 「アイヌ民族に関する法律（案）」の全文は多くの本で引用されている。たとえば野村義一ほか『日本の先住民族アイヌ』（部落解放研究所、一九九三年）。

んこのプロセスがスムースに進むとは思っていない。しかし、私（たち）が脱植民地化を正面から考え、行動するべき時代がやつてきたのである。

この流れの中で平和とは何かを考え直すことも、この本がめざすことである。それは、外からやつてきた多数者・日本人による開発や軍事化によって破壊されてきた「アイヌモシリ（人間の静かな大地）」をどうやつて回復していくか、につながる課題である。

#### 4 平和の多様性を考える

これまで書いてきたような考え方にもとづいて、この本を企画し、日本平和学会北海道地区研究会のメンバー・札幌で一緒に市民運動をしている仲間たちに声をかけた。その時考えていたのは、この本を「平和学」の本というよりも、平和について考える本にしたいということだった。

平和学には、平和研究・平和教育・平和運動という三つの柱がある、とよく言われる。平和学の先達である岡本三夫は「平和学が、専門特化に随伴する保守化や動脈硬化などの陥落を避けつつ、学問として成熟して行くためには、平和学を誕生させた源泉としての平和運動と平和教育へ、たえず立ち戻る必要がある」と述べている。<sup>\*2</sup>この指摘は、今も（今こそ）重要な意味をもつ。

しかし、岡本が平和学の源泉と呼ぶ平和運動や平和教育の領域から、平和研究への期待や希望が語られることはまずないし、そことの対話をもつことも少なかつた。さらに言えば、立ち戻るべき現場としての平和運動や平和教育をもつている研究者が、どれだけいるだろうか。また「平和学」と銘打たれた本は、研究者・学者が執筆するものがほとんどで、市民運動や反戦・平和運動のアクティビストからは「難しい」と思われてきたのではないだろうか。

この本も、そのそしりを免れることはできないだろう。ただ、この本は良い意味で「こつた煮（多样性）」のようなところがある。一つは、研究者だけでなく社会運動の当事者（アクティビスト）も執筆しているという幅広さ。もう一つは、「平和」について、軍事や人権だけでなく開発や文化からも考えるという視点の多様性である。

これから平和学は、研究者が「平和運動や平和教育へ立ち戻る」ことで活性化するものではなく、平和運動や平和教育の当事者が市民の視点から進めていく市民の科学に向かっていくだろう、と私は考える。もちろん、平和運動や平和教育そのものも、自らの抱える植民地主義をつねに問いかねおす必要がある。

この本が、その方向性を先取りしているなどといつもりはないが、「アカデミックではない文章」が收まっているこの本から、市民による平和学・運動としての平和学についてのヒントを得ていただけなら、編者として、これほどうれしいことはない。

\*2 「平和研究の展開」  
日本平和学会編集委員会編  
「平和学——理論と課題」  
(早稲田大学出版会一九八三年)三九頁。